

1-2 県民経済計算の解説

【県民経済計算とは】

県民経済計算は、県全体の一年間の経済活動を数値で表した総合的な経済統計です。

経済活動とは、基本的には、お金の支払いが発生する取引のことです。例えば、スーパーで買い物をすること、レストランで食事をする、映画館で映画を見ること、これらは全て経済活動です。

県民経済計算では、県全体の経済活動を「生産」「分配」「支出」の3面から捉えています。

経済活動として支払われたお金を合計して、お金を支払う側から経済活動を捉えたものが「支出」です。「県内でどれだけお金が支出されたか」を表しています。

お金の支払いに対して提供されるものを「財・サービス」といいます。例えば、スーパーで販売される野菜、レストランで提供される料理、映画館で上映される映画です。財・サービスを提供する側の視点から、財・サービスを生産する過程を捉えたものが「生産」です。「県内でどれだけのお金・サービスが生産されたか」を金額で表しています。

財・サービスの提供側はお金を受け取りますが、このお金は企業の利益や雇用者の給料等、それぞれの所得になります。このように所得の面から見たのが「分配」です。「生産活動により得られたお金が誰の所得として分配されたか」を表しています。

支出側を捉えた統計として、家計調査、全国家計構造調査（全国消費実態調査）等があります。また、生産側では、経済センサスー活動調査、経済構造実態調査等が、分配側では毎月勤労統計調査等があります。それぞれの統計でも県経済の一側面を表していますが、県民経済計算では、これらの統計を総合的に見ることで、県経済の全体像を表しています。

なお、推計方法は内閣府経済社会総合研究所の「県民経済計算標準方式」に準拠しています。

○ 県民経済計算の「県内概念」と「県民概念」について

「県全体」というとき、「県」の表す範囲には「県内」と「県民」の二つの概念があります。

県内概念では、経済活動に携わった人の居住地に関わらず、県内で行われた経済活動を表します。

県民概念では、県内概念とは反対に、経済活動が行われた場所に関わらず、県内に居住する人による経済活動を表します。

例えば、千葉県に居住する人が東京都に所在する企業で働き、給料を受け取った場合、県内概念では東京都、県民概念では千葉県の所得とされます。

経済活動地	居住地	県内概念	県民概念
千葉県	千葉県	○	○
千葉県	他県	○	×
他県	千葉県	×	○

県民経済計算では、「生産」側では、経済活動の場所を重視して、県内概念を採用しています。

「分配」側では、所得を得た人の居住地を重視して、県民概念を採用しています。

【基準改定とは】

県民経済計算は国民経済計算に準拠して推計を行っているため、国民経済計算の平成 27 年基準改定に対応する必要があります。

国民経済計算における基準改定とは、「産業連関表」、「国勢調査」、「経済センサス - 活動調査」、「住宅・土地統計」など経済・社会の構造を把握するため、約5年ごとに作成される大規模かつ詳細な基礎統計の最新版を取り込み、過去の計数を再推計するものです。基準改定においては、反映する「産業連関表」の対象年を「基準年」と呼び、基準年においては名目値＝実質値（デフレーター＝100）としています。平成 27 年基準改定においては、最新統計の取り込み等に加え、国際連合で合意された最新の国際基準である「2008SNA」で求められた概念変更や推計方法の見直し等も行っています。

県民経済計算では、国民経済計算の平成 27 年基準改定に加えて、県民経済計算固有の課題への対応も行っています。具体的な対応内容は、次のとおりです。

〈平成 27 年基準改定の概要〉

（1）国民経済計算 2015 年（平成 27 年）基準改定への対応

- ① 改装・改修（リフォーム・リニューアル）の総固定資本形成への計上
- ② 分譲住宅販売マージン等の総固定資本形成への計上
- ③ 娯楽作品原本の総固定資本形成への計上及び著作権等サービスの記録の変更
- ④ リース区分（フィナンシャルリースとオペレーティングリース）に応じた資産の記録
- ⑤ 住宅宿泊事業（民泊）についての反映

（2）県民経済計算固有の課題への対応

- ① 中央政府等の扱い変更への対応

中央政府等の活動は一国全体に及び、その全てを地域に配分することはできないため、制度単位としての中央政府等はどの地域にも属さない域外に位置するものとし、その域外の地域を「準地域」とする。

また、県民経済計算の制度部門のうち、平成 23 年基準では「一般政府」としていたものを、平成 27 年基準では「一般政府（地方政府等）」とし、県、市町村及び地方社会保障基金の活動が分かるよう推計方法、表章形式等を変更した。

- ② 電気業の新たな推計方法の導入

平成 28 年 4 月 1 日からの電力全面自由化により、各電力会社からのデータ提供や財務諸表の取得が困難になっている背景を受け、電気業の推計方法を、積み上げ方式から按分方式に変更した。

【県民経済計算の概要】

県民経済計算では、県経済の全体像を表す指標をひとつではなく複数作成しています。ここでは、代表的な指標である「県内総生産」と「県民所得」について説明します。「県内総生産」は生産側及び支出側から、「県民所得」は分配側から県全体の経済活動を見た指標です。

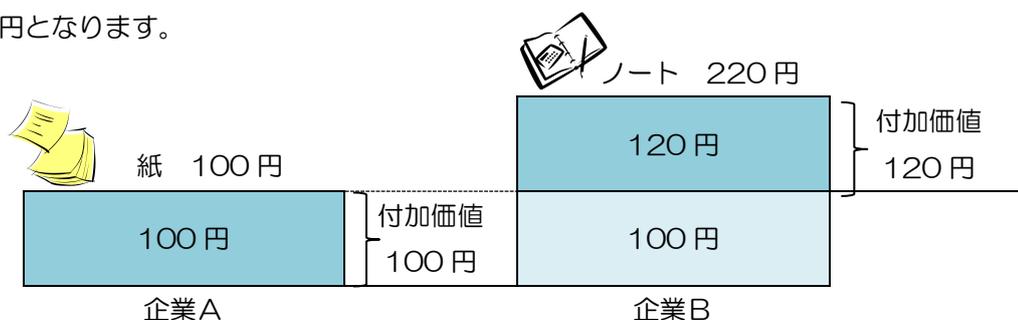
(1) 生産側から見た経済活動（県内総生産）

生産側から見た県全体の経済活動（県内総生産）について、例を用いて説明します。

企業Aが紙を生産し、企業Bに100円で販売し、企業Bは、その紙を使ってノートを作り、消費者に220円で販売したとします。（この例では企業Aは材料を購入せずに紙を作っていると仮定）

ここで、「生産された金額の合計」は、紙が100円、ノートが220円なので、合計320円と考えることができます。しかし、単純に合計すると、ノートの金額220円には、紙の金額100円が含まれているので、紙の金額が2回カウントされてしまいます。

そこで、ノートの金額220円から原材料（紙）100円を金額を除いて「付加価値」を求めます。付加価値とは「新たに付け加えられた価値」という意味です。企業Bが生産したノートの付加価値は120円となります。



県内で1年間に生産された付加価値の合計が「県内総生産」です。

この例では、県内総生産は、企業Aの付加価値100円と企業Bの付加価値120円を合計した220円となります。（企業Aでは材料を購入せずに紙を作っていると仮定しているため、紙の販売額100円は全て付加価値とします。）

なお、原材料を除く前の財・サービスの販売額を「産出額」、生産物の原材料等として投入される金額を「中間投入額」といいます。「県内総生産」は、これらの言葉を用いて次のように定義されます。

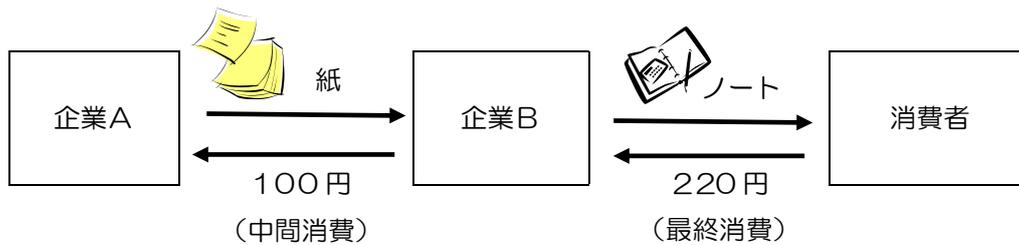
$$\text{県内総生産} = \text{産出額} - \text{中間投入額}$$

(2) 支出側から見た経済活動（県内総生産）

支出側からも同じように、県全体の経済活動を把握することができます。

(1) で使用した例を支出側から見ると、企業Bが支出したのは紙代100円、消費者が支出したのはノート代220円なので、合計320円と考えることができます。しかし、これでは生産側の県内総生産と同じ金額にはなりません。そこで、支出側では「中間消費」は含めないことにしています。

中間消費とは、簡単にいえば「生産するための消費」を指します。企業Bはノートを生産するために紙を消費しているので、これは中間消費です。消費者は、ノートを使って何かを生産しないので、消費者の支出は中間消費ではありません。中間消費ではない消費は最終消費と呼ばれます。



最終消費の金額だけを見れば、ノート代 220 円のみが該当し、県内総生産と一致します。支出側の県内総生産の定義は次のとおりです。

県内総生産（支出側）＝

最終消費 + 総資本形成 + 財貨・サービスの移出入（純） + 統計上の不突合

※ 総資本形成、財貨・サービスの移出入（純）については、後述します。

（3）分配側から見た経済活動（県民所得）

分配側では、経済活動により発生した付加価値が「誰の手に渡ったか」を把握します。

再び同じ例を使用して、企業Aの付加価値を 100 円、企業Bの付加価値を 120 円とします。このうち、企業Aは 50 円を、企業Bは 80 円を給料（雇用者報酬）として支払い、残りは企業の取り分（企業所得）としたとします。



この場合、「雇用者報酬」は企業Aの 50 円+企業Bの 80 円で合計 130 円、「企業所得」は企業Aの 50 円+企業Bの 40 円で合計 90 円となります。雇用者報酬と企業所得の合計は、130 円+90 円=220 円です。このように、分配側から見た場合は、付加価値の内訳を表します。

ただし、生産側では、県内で行われた生産活動による付加価値を「誰に支払ったか」と県内概念で表しますが、分配側では、県民概念で、県内に居住する人について、県外企業から支払われる所得なども含めて「誰が受け取ったか」を「県民所得」として表します。

そして、家計部門のうち雇用者が受け取った「雇用者報酬」、企業部門が受け取った「企業所得」に、財産所得のうち非企業部門が受け取った分である「財産所得（非企業部門）」を加え、「県民所得」は次のとおり定義されます。

県民所得 = 雇用者報酬 + 財産所得（非企業部門） + 企業所得

※ 財産所得については、後述します。

県民所得と県内総生産は、①「県民概念」と「県内概念」の違いのほか、②「固定資本減耗」を含むかどうか、③「要素価格表示」と「市場価格表示」、④一般政府のうち「中央政府等」を含むかどうか、4点の違いがあり、一致しません。

【県民経済計算の概念】

県民経済計算が集計している計数の意味を理解するためには、特殊な概念を理解する必要があります。ここでは、その概念について個別に説明します。

(1) 市場生産と非市場生産

経済活動とは、基本的に「お金の支払いが発生する取引」ですが、県民経済計算では、お金の支払いが発生しなくても、計算に含める場合があります。そのひとつが「非市場生産」です。

通常、生産された財・サービスはお金と交換されます。お金と交換する場所を市場といい、市場に出る生産という意味で「市場生産」と呼びます。これに対し「非市場生産」とは、お金と交換されない（市場に出ない）財・サービスの生産です。具体的には、政府の活動等を指します。

政府の活動は、例えば警察や消防、一般道路の整備等で、基本的に無料です。無料なので、市場生産ではありません。しかし、政府の活動も、県の経済状況に影響を与えるので、政府は、お金と交換されない財・サービスを生産する、つまり「非市場生産」をすると考えています。

市場生産の場合、基本的に産出額は販売額によって把握されますが、非市場生産の場合「販売額」が存在しないので、生産にかかる費用の合計を産出額とします。

なお、政府の活動全てが非市場生産とされるのではなく、例えば上水道事業は、水道代の支払いがあるので、市場生産として扱います。ただし、お金の支払いがあっても、その金額が生産費用に対して低いもの（学校等）は非市場生産としています。



(2) 制度部門別分類

買い物をする人、生産をする工場、販売をする商店等、経済活動を行う個々の主体のことを制度単位といいます。県民経済計算では、次のように制度単位を5種類に分類しています。

分類名	概 略	具体例
非金融法人企業	市場生産者のうち、金融機関、個人企業に該当しないもの。公的企業を含む。	株式会社 地方公営企業
金融機関	市場生産者のうち、主な収入が金融仲介活動や補助的金融活動による売上であるもの。	銀行、保険会社 政府系金融機関
一般政府	非市場生産者のうち、政府関係機関のもの。	国出先機関 県、市町村
家計	生産を行わない主体。ただし、個人企業（個人経営の市場生産者）を含む。	家族 個人企業
対家計民間 非営利団体	非市場生産者のうち、政府関係機関ではないもの。	私立学校 労働組合

なお、中央政府等の扱い変更の際して、「一般政府」の制度部門名は、含まれる機関の範囲によって、用語を次のように使い分けています。

また、平成 27 年基準では、分配系列での制度部門別所得支出勘定の一般政府の推計対象範囲は、地方政府等（県、市町村、地方社会保障基金をいう。）に変更となっています。制度部門名も「一般政府」から「一般政府（地方政府等）」に変更となり、中央政府等を含んでいません。

なお、概念等の説明については、従前の※1 の用語も使用しています。

制度部門名（※1）		27年基準改定により使用する制度部門名にかかる用語（※2）		対象機関（県民経済計算における事業所の扱いを含む）
一般政府	中央政府	中央政府等	中央政府	中央政府及びその地域事務所（本府省、国出先機関等）
	社会保障基金（※3）			全国社会保障基金及びその地域事業所（本部、支所等）
	地方政府	地方政府等		地方社会保障基金
			地方政府	県
			市町村	

（注）※1 従前より、標準方式等に記載されている制度部門名。

※2 中央政府等の扱い変更に伴い、平成 27 年基準から使用する制度部門に係る用語。

※3 社会保障基金については、用語解説の「社会保障基金」を参照のこと。

（3）地域区分の分類

中央政府等の扱い変更の際して、地域区分を「地理的な区分」と「制度単位による概念的な区分」で次のように定義しています。

性格	名称	定義
地理的な区分	県内	自県が管轄する領域の地理的範囲
	県外	国内であって、自県が管轄する領域の地理的範囲外
制度単位による概念的な区分	域内	自県の制度部門（地方政府等、非金融法人企業、金融機関、家計、対家計民間非営利団体）が存在する概念上の地域
	域外（含む準地域）	他県の制度部門及び中央政府等（中央政府、全国社会保障基金）が存在する概念上の地域。そのうち、中央政府等が位置する地理的には存在しない地域を準地域と呼ぶ。（中央政府等の地域事業所は生産単位であるが、制度単位ではない。同事業所が地理的に県内に置かれる場合、生産系列における生産単位の観点からは、県内という地理的範囲に所在する事業所として扱い、分配系列及び支出系列における制度部門の観点からは域外（準地域）という概念上の地域に所在する制度単位に属するものとして扱う。

(4) 付加価値の分類

付加価値とは、生産活動により新たに発生した価値のことです。産出額（売上高）から、中間投入額（生産コスト）を差し引いた金額なので、生産活動を行った結果手元に残った金額ともいえます。この金額は、そのまま企業が保有する場合もあれば、従業員に対して給料として支払う場合もあります。

このように「誰が受け取るか（誰の貢献により発生した付加価値か）」という観点から、付加価値を分類することができます。例えば、給料（雇用者報酬）は、付加価値のうちの従業員の取り分（従業員の貢献により生み出された付加価値）と考えることができます。企業が保有する部分は企業の取り分（企業の貢献により生み出された付加価値）です。

制度部門別に言い換えると、従業員は「家計」にあたり、企業は「非金融法人企業」や「金融機関」です。「誰が受け取るか」を「どの制度部門が受け取るか」と言い換えて、付加価値を受け取る制度部門によって付加価値を分類すると次のようになります。

付加価値を受け取る主体等	付加価値の分類
非金融法人企業、金融機関	営業余剰
家計（個人企業以外）	雇用者報酬
家計（個人企業）	営業余剰・混合所得
一般政府	生産・輸入品に課される税（控除）補助金
（固定資本）	固定資本減耗

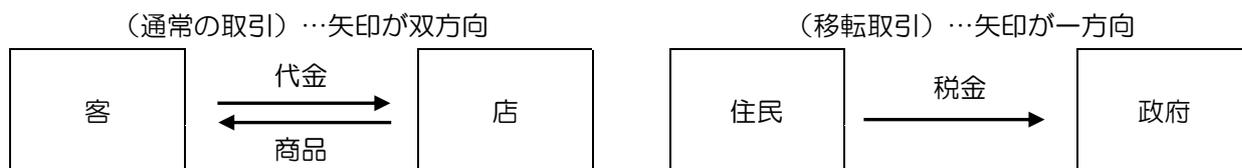
- ※ 個人企業は企業分と個人分を区別できないので、まとめて「混合所得」とします。
- ※ 産出額は消費税込みの金額です。消費税は政府の取り分となりますので、ある意味政府の貢献により発生した付加価値と考えられます。消費税以外にも同様の働きをする税があるので、まとめて「生産・輸入品に課される税」と呼びます。反対に、政府が企業に補助金を支払うと、商品の価格が下がる場合もあります。このことから「（控除）補助金」として、生産・輸入品に課される税から差し引いています。
- ※ 固定資本減耗は、固定資本（企業が所有する生産用の機械等）の付加価値への貢献分として、企業の貢献分とは分けています。詳しくは用語解説の「固定資本減耗」を御覧ください。
- ※ 対家計民間非営利団体は、直接的には付加価値を受け取りません。

なお、雇用者報酬は、営業余剰の中から企業が雇用者に対して支払うものと考えられることもできますが、県民経済計算では、付加価値が発生した時点で（企業を経由せずに）雇用者の手元にあるものとして扱っています。同様に、生産・輸入品に課される税（控除）補助金も付加価値が発生した時点で一般政府の手元にあるものとしています。

(5) 移転

お金の支払いが発生する時、通常は「お金を払う」という行為に対し、「財・サービスを提供する」という行為が同時に発生するので、双方向の取引です。これに対し、双方向ではない、一方的な取引のことを「移転」といいます。

例えば、募金は、お金を払っていますが、何も受け取っていないので、移転にあたります。所得税も一方的に支払うだけなので移転であり、年金の受給も一方的に受け取るだけなので移転です。



移転はお金の持ち主が変わるだけであり、生産活動ではないので、県内総生産には影響しません。お金を貸して利子を得る行為は、生産活動ではない（付加価値を生み出していない）ものとされ、利子の支払いが移転として扱われます（※）。土地の賃貸も同様に、土地を貸すこと自体は生産とみなされず、土地の純賃貸料のみが移転となります。

※ お金の貸し借りそのものは生産活動ではありませんが、金融仲介業はお金の貸し借りに係るサービスを生産していると考えています。詳しくは用語解説の「FISIM」を御覧ください。

（6）経常移転

移転は、大きく「経常移転」と「資本移転」に分けられます。経常移転とは、定期的に行われるような移転を指します。所得税や年金受給は毎月行われるので経常移転です。定期的でない場合でも、募金や罰金のように少額の場合は経常移転として扱われることがあります。

資本移転とは、資本蓄積の源泉となるような、不定期で金額の大きい移転です。遺産相続等が該当します。国民経済計算では資本移転の金額も推計していますが、県民経済計算では資本移転の金額は推計していません。

経常移転は、「財産所得」と「経常移転（財産所得以外の経常移転）」に大きく分類されます。細かく分類すると次の表のようになります。

経常移転	
財産所得	経常移転（財産所得以外の経常移転）
利子	所得・富等に課される経常税
法人企業の分配所得	純社会負担
その他の投資所得	現物社会移転以外の社会給付
賃貸料	現物社会移転
	その他の経常移転

財産所得は、非生産資産及び金融資産を、他者の自由な使用に委ねた（貸した）場合に、結果として発生する所得（利子や使用料）のことです。非生産資産とは、土地です。非生産資産から得られる財産所得を賃貸料といいます。金融資産とは、現金や、株式などの証券や債権です。金融資産から得られる財産所得は利子、法人企業の分配所得、その他の投資所得です。

なお、生産資産（建物や機械など、総固定資本形成の対象となるようなもの）を貸した場合は、賃貸業というサービスの生産となるので、その代金は財産所得ではありません。

経常移転（財産所得以外の経常移転）は、寄付や税金、年金や保険料等、財産所得以外の様々な経常移転を指します。各項目の詳しい内容については、用語解説を御覧ください。

(7) 移転取引の純受取

移転取引では、「受け取った金額」（受取）と「支払った金額」（支払）を別に計上し、受取から支払を差し引いたものを「純受取」といいます。土地を貸して300円を受け取った人が、利子100円を支払っていた場合、 $300 - 100 = 200$ 円の純受取です。

また、移転取引は、支払う側と受け取る側の両方で記録されます。例えば、AさんがBさんに利子を100円支払ったとすると、Aさんは100円の支払、Bさんは100円の受取です。言い換えると、Aさんは純受取 -100 円、Bさんは純受取100円です。県民がこの2人だけだった場合、県全体の純受取はAさんとBさんの合計なので、 $-100 + 100 = 0$ 円です。

Aさん	利子 100 円	Bさん
100 円	支払額	0 円
0 円	受取額	100 円
-100 円	純受取額	100 円

ただし、県民経済計算では、取引の相手方が他県民（域外）の場合、受取か支払のどちらか一方だけを計算に入れることになるので、県全体（域内）の純受取が0ではなくなります。例えば、Aさんが他県民だった場合、県民はBさんだけなので、県全体（域内）の純受取はBさんの分だけ、つまり100円となります。

純受取は、「域外からの財産所得の受取（純）」のように、後ろにかっこ書きを付けたり、県外や域外との取引については「県外からの」や「域外からの」を付けることもあります。

(8) 消費と総資本形成

支出側から見た県内総生産は、「最終消費＋総資本形成＋財貨・サービスの移出入（純）＋統計上の不突合」です。

このうち、総資本形成は「生産された財・サービスへの需要」という意味では、消費と同じです。

異なる点は、県民経済計算の推計対象期間（年度）内に使い尽くされるかどうかです。

例えば、工場で機械を新しく購入したとします。この機械を翌年度まで使用する場合、消費ではなく総資本形成となります。また、工場が原材料を仕入れた場合に、年度内に加工すれば、その商品は製造業の中間消費になったといえますが、年度内に加工しなかった場合は、「在庫」として総資本形成扱いになります。

ただし、期間内に使用し尽くさない場合でも、生産を目的としていない支出は総資本形成とはなりません。例えば、家で使う目的で冷蔵庫を購入した場合、一年で使い尽くすことは稀ですが、冷蔵庫を使用して生産は行われなため、最終消費として扱われます。

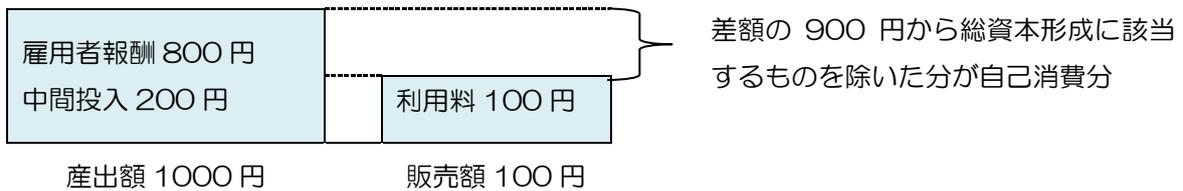
最終消費と中間消費、消費と総資本形成の違いを図に表すと次のようになります。

使用にかかると 使用の目的	期間内に使い切る	期間内に使い切らない
生産に使用する	中間消費	総資本形成
生産に使用しない	最終消費	最終消費

(9) 対家計民間非営利団体最終消費支出と政府最終消費支出

最終消費を行う主体は基本的に家計のみです。企業による消費は、直接的な原材料でなくても、最終的な目的は生産活動なので、中間消費として扱います。対家計民間非営利団体と一般政府による消費も、基本的には中間消費です。ただし、非市場生産者であることや、政府特有の活動をするところから、定義上「対家計民間非営利団体最終消費支出」と「政府最終消費支出」が存在します。

市場生産の場合、産出額と販売額に差は生じません。一方、非市場生産者の産出額は生産にかかる費用を合計した金額であり、販売額については無料か、生産にかかる費用より低い金額です。そのため、産出額と販売額に差額が生じます。この差額は、生産した主体自らが需要したものと考えます。自らが需要した中には総資本形成に該当するものも含まれるので、これを除いた残りが最終消費となります。生産したものを自ら消費することを「自己消費」といいます。



対家計民間非営利団体最終消費支出は自己消費分のみが該当します。一方、政府最終消費支出には、自己消費に加えて「市場産出の購入」も含まれます。

一般政府は生産を行う主体なので、一般政府が実際に購入した分は、基本的には中間消費扱いになります。ただし、医療費の公費負担分等、生産を目的にしないものもあります。医療費の公費負担とは、家計が病院で医療サービスを消費するとき、一般政府がその代金の一部を負担することです。このとき、一般政府は医療サービスに対して支出（サービスを購入）していますが、これを使って新たなサービスを生産しません（※）。生産を目的としていない以上、一般政府の最終消費となります。このように、生産を目的にせず、家計に移転させる目的の支出を「市場産出の購入」といいます。

※ 購入した医療サービスは、一般政府から家計への移転（現物社会移転）になります。

（一般政府の生産と支出）

【生産側】	【支出側】	
一般政府の産出	販売した金額	（家計最終消費、中間消費）
	総資本形成に相当するもの	（政府の総資本形成）
（市場生産者の産出）	自己消費分	政府最終消費支出
	市場産出の購入	

平成27年基準では、「中央政府等の扱い変更」に伴い、一般政府の政府最終消費支出のうち、県内の地方政府等が最終消費する部分のみを「地方政府等最終消費支出」として記録しています。

(10) 財貨・サービスの移出入（純）

生産側は県内における生産を、支出側の最終消費は県民の需要を表しています。そのため、県内で生産されたものが他県民（域外）に消費された場合や、県民（域内）が県外で生産されたものを購入した場合は、生産側と支出側は一致しません。これを調整し、生産側と支出側を合わせるためのものが「財貨・サービスの移出入（純）」です。

「財貨・サービスの移出入（純）」は、「移出」から「移入」を引いたものです。移出とは、県内で生産されたものが他県民（域外）に需要されること、移入とは、県民（域内）が、県外で生産されたものを需要することをいいます。

生産側を「県内・県外」、需要側を「県民（域内）・他県民（域外）」に分けると、次のように分類できます。

	需要側	県民（域内）	他県民（域外）
生産側			
県内		A	B
県外		C	D

生産側の範囲はAとBで、支出側の範囲はAとCです。移出はB、移入はCに該当します。支出側の範囲を生産側に合わせるためには、Bを加え、Cを除く必要があります。

$$\begin{aligned} \text{生産側の範囲 (A+B)} &= \text{支出側の範囲 (A+C)} \\ &+ \text{財貨・サービスの移出 (B)} - \text{財貨・サービスの移入 (C)} \\ \text{県内総生産} &= \text{最終消費} + \text{総資本形成} + \text{財貨・サービスの移出入 (純)} \end{aligned}$$

なお、平成27年基準では、「中央政府等の扱い変更」に伴い、(9)の一般政府の政府最終消費支出のうち、域外（準地域）に存在する中央政府等によって最終消費されるものは、「移出」として記録しています。

(11) 市場価格表示と要素費用表示

「要素費用表示」とは、生産に必要なとされる要素に対して支払われた費用で価格を表すことです。

「生産に必要なとされる要素に対して支払われた費用」とは、県民経済計算では営業余剰・混合所得、固定資本減耗、雇用者報酬です。これらの合計を、要素費用表示の県内総生産といいます。

「市場価格表示」とは、実際の市場で取引される価格により表示した金額です。市場価格表示の県内総生産とは、付加価値の内訳で表すならば、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、雇用者報酬、生産・輸入品に課される税（控除）補助金の合計です。

つまり、市場価格表示の県内総生産と、要素費用表示の県内総生産の違いは、「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」を含むかどうかです。

関係を式で表すと、次のようになります。

$$\begin{aligned} \text{市場価格表示の県内総生産} &= \\ &\text{要素費用表示の県内総生産} + \text{生産・輸入品に課される税 (控除) 補助金 (中央政府、地方政府)} \end{aligned}$$

生産系列、支出系列では市場価格表示、分配系列では要素費用表示を採用しています。

(12) 生産者価格と購入者価格

ある商品の価格を、生産者の事業所で販売される時点で表す場合、その価格を「生産者価格」といいます。例えば、工場での出荷価格等を指し、この場合、商品が消費者に至るまでの流通コスト（運輸・商業マージン）は個々の商品の価格には含まれません。一方、消費者が購入する段階における価格を「購入者価格」といいます。

例えば、製造業者が50円で生産したパンを、20円の運賃で運び、商店が100円で販売したとします。これを購入者価格で見れば、最後の商店での販売額、すなわち100円のパンとなります。一方、生産者価格で見れば、製造業者は50円のパンを、運輸業者は20円の運輸サービスを、小売業者は30円（100-50-20）の商業サービスを生産したということになります。



供給側（産出額）は生産者価格、需要側（中間投入額及び支出系列の各項目）は購入者価格で表示しています。

(13) 名目と実質

ある期間における生産額の変化は、価格の変化と数量の変化に分けて考えることができます。例えば、ある3年間におけるりんごの販売価格と販売された数量が次のような場合を考えます。

	A年	B年	C年
価格	80	130	110
数量	2	2	3
生産額（価格×数量）	160	260	330

上の例での生産額のように、その年の価格と数量で計算した値を「名目値」といいます。

A年とB年を比べると、生産額が上昇しています。しかし、価格は上昇していますが、数量は増えていません。ここで、価格の変化と数量の変化を分けて考えるため、価格の変動を除いて、数量をベースに生産額を計算します。価格の変動を除いた値を「実質値」といいます。名目値を実質値にすることを実質化といいます。基準となる年からの物価変動を表す指数（デフレーター）で名目値を除すことにより、実質化を行います。

$$\text{実質値} = \text{名目値} \div \text{デフレーター} \quad (\text{実際の計算式は次表を参照。})$$

A年を基準として実質化を行うと、次のようになります。

	A年	B年	C年
価格	80	130	110
数量	2	2	3
名目値	160	260	330
デフレーター	100	162.5	137.5
実質値 名目値 ÷ (デフレーター ÷ 100)	160	160	240
A年の価格 × 各年の数量	80 × 2	80 × 2	80 × 3

(注) デフレーターは指数のため、名目値を除す際には 100 分の 1 に直します。

デフレーターは、基準となる年からの価格の変化率を意味します。例えば、B年は、価格が 80 円から 130 円に変化しているため、62.5%の上昇です。これをデフレーターで表すと 162.5 となります。実質値は名目値をデフレーターで除した数値なので、 $260 \div (162.5 \div 100) = 160$ です。実質値は、A年から価格が変わらなかった場合、すなわちA年の価格（80 円）にB年の数量（2 個）を乗じた値と同じ値になります。

(参考) 固定基準年方式と連鎖方式

固定基準年方式とは、上の例と同様のイメージで、ある年を基準として実質化する方法です。

一方、連鎖方式とは、各年において前年を基準年とした場合の伸び率を計算し、推計開始年の実質値に積み重ねていく方法です。デフレーターが 100 となる年は基準年とは区別して「参照年」と呼びます。

固定基準年方式は、基準年から離れるほど、価格の変化を過剰に評価しますが、連鎖方式では、毎年基準年を更新するので緩和されます。県民経済計算では連鎖方式により実質化を行っています。

【統計表の見方】

千葉県では、基本勘定表（統合勘定、制度部門別所得支出勘定）、主要系列表、附表、関連指標という形で統計表を作成しています。それぞれの表の概略は次のとおりです。巻末の用語解説も併せて御利用ください。

（１）統合勘定（表２－１）

統合勘定とは、県民経済計算の主要な項目を「勘定」の形で表したものです。所得の源泉である「受取」と、所得の用途・配分先である「支払」から構成されます。本県では「県内総生産勘定（生産側及び支出側）」、「県民可処分所得と使用勘定」の２つを作成しています。

① 県内総生産勘定（生産側及び支出側）

県内総生産勘定（生産側及び支出側）は、県内総生産を勘定の形式で表したものです。

左側が支払、右側が受取です。（実際の統計表では、左右ではなく上下に分かれています。）右側は「付加価値がどのようにもたらされたか」を、左側は「付加価値がどの経済主体に分配されたか」を表しています。

違う言い方をすると、右側は、作った製品の対価が誰からもたらされたか＝作った製品が誰に売れたか（民間か、政府か、資本形成になったか、域外か）を表し、左側は、売れたことによる利益をどう分けたか（雇用者報酬か、営業余剰か…）を表しています。

なお、表中の（控除）は控除項目なので、合算するときには符号を逆にします。

県内総生産（生産側）	県内総生産（支出側）
1.雇用者報酬（県内活動による）	6.民間最終消費支出
2.営業余剰・混合所得	7.地方政府等最終消費支出
3.固定資本減耗	8.県内総固定資本形成
4.生産・輸入品に課される税 （中央政府、地方政府）	9.在庫変動
5.（控除）補助金（中央政府、地方政府）	10.財貨・サービスの移出入（純）
	11.統計上の不突合

② 県民可処分所得と使用勘定

県民可処分所得と使用勘定は、「県民可処分所得」の内訳と、その所得の処分（使用）状況を表します。受取側の「県民可処分所得」と、支払側の「県民可処分所得の使用」から構成されます。

「可処分所得」とは、自分の意志で処分（使用）できる所得のことです。

家計でいえば、雇用者報酬や財産所得として得た所得（県民所得に相当）に、年金等の給付分を加え、税金や保険料等の支払いを控除（経常移転（純）に相当）したものです。

県全体の可処分所得なので、家計だけでなく、非金融法人企業、金融機関、一般政府（地方政府等）、対家計民間非営利団体の可処分所得も合わせた数値です。

表章している項目は次のとおりです。

県民可処分所得の使用	県民可処分所得
1.民間最終消費支出	4.雇用者報酬（県内活動による）
2.地方政府等最終消費支出	5.県外からの雇用者報酬の受取（純）
3.県民貯蓄	6.営業余剰・混合所得
	7.域外からの財産所得の受取（純）
	8.生産・輸入品に課される税（地方政府）
	9.（控除）補助金（地方政府）
	10.域外からの経常移転の受取（純）

表の左側は、県民可処分所得の使用状況を表しています。可処分所得の使用とは最終消費支出のことで、民間と地方政府等に分けています。最終消費支出として使用されなかった残りは県民貯蓄です。

表の右側は、県民可処分所得の内訳です。「雇用者報酬（県内活動による）」と「営業余剰・混合所得」は、県内総生産勘定の生産側の同じ項目と対応しています。

なお、「生産・輸入品に課される税」と「（控除）補助金」は、県内総生産勘定では中央政府と地方政府を記録し、県民可処分所得と使用勘定では地方政府のみを記録します。

<県内総生産勘定と県民可処分所得使用勘定の対応>

県内総生産勘定（生産側及び支出側） （生産側）	県民可処分所得と使用勘定 （県民可処分所得）
1.雇用者報酬（県内活動による）	4.雇用者報酬（県内活動による）
2.営業余剰・混合所得	5.県外からの雇用者報酬の受取（純）
3.固定資本減耗	6.営業余剰・混合所得
4.生産・輸入品に課される税 （中央政府、地方政府）	7.域外からの財産所得の受取（純）
5.（控除）補助金（中央政府、地方政府）	8.生産・輸入品に課される税 （地方政府）
	9.（控除）補助金（地方政府）
	10.域外からの経常移転の受取（純）

※「県内総生産勘定＝県民可処分所得と使用勘定」ではありません。

(2) 制度部門別所得支出勘定（表2-2）

制度部門別所得支出勘定は、「県民可処分所得と使用勘定」を制度部門別に分割したものです。

表示している項目は次のとおりです。受け取る付加価値や、関係する経常移転が異なるので、制度部門ごとに項目が異なります。

〈非金融法人企業〉

支払項目	受取項目
1.財産所得	6.営業余剰
2.所得・富等に課される経常税	7.財産所得
3.その他の社会保険非年金給付	8.雇主の帰属社会負担
4.その他の経常移転	9.その他の経常移転
5.貯蓄	

〈金融機関〉

支払項目	受取項目
1.財産所得	7.営業余剰
2.所得・富等に課される経常税	8.財産所得
3.現物社会移転以外の社会給付	9.純社会負担
4.その他の経常移転	10.その他の経常移転
5.年金受給権の変動調整	
6.貯蓄	

〈一般政府（地方政府等）〉

支払項目	受取項目
1.財産所得	6.生産・輸入品に課される税 （地方政府）
2.現物社会移転以外の社会給付	7.（控除）補助金（地方政府）
3.その他の経常移転	8.財産所得
4.最終消費支出	9.所得・富等に課される経常税 （地方政府）
5.貯蓄	10.純社会負担
	11.その他の経常移転

〈家計（個人企業を含む）〉

支払項目	受取項目
1.財産所得	7.営業余剰・混合所得
2.所得・富等に課される経常税	8.雇用者報酬
3.純社会負担	9.財産所得
4.その他の経常移転	10.現物社会移転以外の社会給付
5.最終消費支出	11.その他の経常移転
6.貯蓄	12.年金受給権の変動調整

〈対家計民間非営利団体〉

支払項目	受取項目
1.財産所得	6.財産所得
2.現物社会移転以外の社会給付	7.雇主の帰属社会負担
3.非生命純保険料	8.その他の経常移転
4.最終消費支出	
5.貯蓄	

(3) 主要系列表（表3-1～3-7）

主要系列表は、県民経済計算における主要な項目を生産・分配・支出という3つの系列に編集し、時系列の一覧表に整理したものです。生産と支出については実質化を行うため、実質値の表とデフレーター（価格調整係数）の表も作成されます。各系列の構成は次のとおりです。

① 生産系列（表3-1、3-2、3-3）

生産系列では、経済活動別分類により、県内総生産を表章します。

実際の統計表は次のようになっています（細項目省略）。

項目	
1. 農林水産業	
2. 鉱業	
3. 製造業	
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	
5. 建設業	
6. 卸売・小売業	
7. 運輸・郵便業	
8. 宿泊・飲食サービス業	
9. 情報通信業	
10. 金融・保険業	
11. 不動産業	
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業	
13. 公務	
14. 教育	
15. 保健衛生・社会事業	
16. その他のサービス	
17. 小計	(名目値のみ1～16の計)
18. 輸入品に課される税・関税	
19. (控除) 総資本形成に係る消費税	
20. 県内総生産	(名目値のみ17+18-19)
21. 開差(実質値のみ)	20-(17+18-19)
(参考) 第1次産業	1
第2次産業	2+3+5
第3次産業	4+(6～16の計)

経済活動別の付加価値額が市場価格表示で表されています。なお、この中には持ち家を含む不動産業のように、帰属計算により把握されるものも含まれます。

「輸入品に課される税・関税」と「総資本形成に係る消費税」は、経済活動別には把握できないため、経済活動別の県内総生産とは別に表章しています。詳しくは用語解説のそれぞれの項目を御覧ください。

なお、実質値（表3-2）は、連鎖方式により実質化を行っているため、内訳と合計が一致しないことに注意が必要です。県内総生産の構成項目全てを合計しても、県内総生産の値と一致しません。これを調整するために「開差」という項目が設けられています。

② 分配系列（表3-4）

分配系列では、県民所得及び県民可処分所得の状況を表章します。付加価値の分配と、経常移転を表しています。制度部門別所得支出勘定を組み替えることで作成できます。

実際の統計表は次のような表章となっています（細項目省略）。

項目	
1. 雇用者報酬	
2. 財産所得（非企業部門）	
3. 企業所得	
4. 県民所得（要素費用表示）	1+2+3
5. 生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）	
6. 県民所得（第1次所得バランス）	4+5
7. 経常移転の受取（純）	
8. 県民可処分所得	6+7

表3-4の「雇用者報酬」には「県外からの雇用者報酬の受取（純）」が含まれます。

また、財産所得は、企業部門（非金融法人企業、金融機関、家計のうち個人企業）と非企業部門（一般政府（地方政府等）、家計、対家計民間非営利団体）に分けて記録し、非企業部門のみを「財産所得（非企業部門）」として表章し、企業部門の財産所得は、「営業余剰・混合所得」と合わせ、「企業所得」としています。

表2-1 県民可処分所得と使用勘定で「県民所得（要素費用表示）」との関係を見ると、
「県民所得（要素費用表示）」＝「雇用者報酬（県内活動による）」＋「営業余剰・混合所得」
＋「県外からの雇用者報酬の受取（純）」＋「域外からの財産所得の受取（純）」
分配系列は、要素費用表示で「固定資本減耗」を含まず、県民概念であることがわかります。

<参考>表2-1 「県民可処分所得と使用勘定」による各指標の内訳

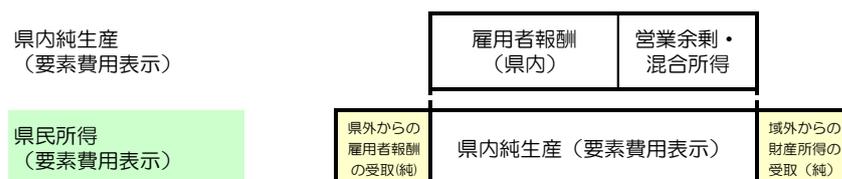
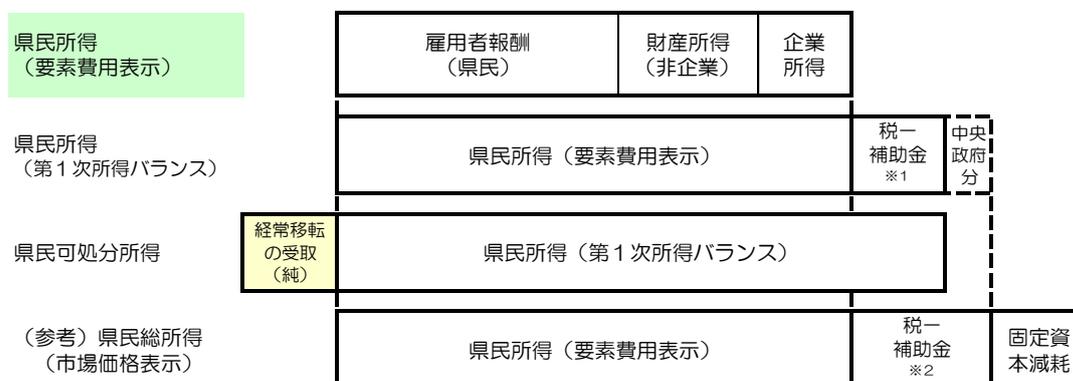


表3-4 「県民所得及び県民可処分所得の分配」による各指標の内訳



※1 生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）

※2 生産・輸入品に課される税（控除）補助金（中央政府、地方政府）

（注）図示による各項目の大きさは数値の大きさとはい致しない。

③ 支出系列（表3-5、3-6、3-7）

支出系列では、県内総生産（支出側）を需要項目ごとに表章します。実質値（3-6）は連鎖方式で作成されます。

実際の統計表は次のような表章となっています（細項目省略）。

項目	
1. 民間最終消費支出	
2. 地方政府等最終消費支出	
3. 県内総資本形成	
4. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差	（開差は実質値のみ）
5. 県内総生産（支出側）	1+2+3+4

構成は、基本的に「県内総生産勘定（生産側及び支出側）」の支出側と同じですが、ここでは県内総生産勘定には表示されていない内訳項目や、再掲項目を表章しています。

また、参考として、「域外からの要素所得（純）」と、これを県内総生産に加算した「県民総所得（市場価格表示）」を表章しています。

実質値では、生産側と同じ様に開差が発生しますが、「財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合」と合わせて一つの項目としています。

（4）付表（表4-1～4-6）

県民経済計算における主要な項目について、更に詳細な内訳を示すものです。

① 経済活動別県内総生産及び要素所得（表4-1、4-2）

県内で1年間に作られた財貨・サービスの合計額である産出額から、中間投入（原材料、燃料費等）を除いたものが、県内総生産（生産者価格表示）です。ここから固定資本減耗を控除したものが、県内純生産（生産者価格表示）となり、更にここから生産・輸入品に課される税（控除）補助金（中央政府、地方政府）を除いたものが県内要素所得となります。県内要素所得は、県内雇用者報酬と営業余剰・混合所得からなります。

この流れを年度ごとに1つの統計表にまとめたものが表4-1、項目ごとに時系列で整理したものが表4-2です。どちらも経済活動別に表章しています。

② 経済活動別の就業者数及び雇用者数（表4-3）

経済活動別の労働力の投入量を、年間平均就業者数、雇用者数の形で示したものです。就業者とは、常用雇用、臨時・日雇、自営を問わず生産活動に従事する者をいいます。雇用者とは、就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除いた者です。

各計数を見る際には、二重雇用の扱いに注意が必要です。二重雇用とは、1人の人が複数の仕事を兼ねている場合、それぞれ1人として数えるということです。例えば、自営業を本業としながら、副業として雇用者でもある者は、計2人となります。この取扱いにより、国勢調査等から得られる計数とは異なっています。

③ 一般政府（地方政府等）の部門別所得支出取引（表4-4）

地方政府である県と市町村及び地方社会保障基金の3部門について、それぞれの部門の所得支出取引をみることにより、一般政府（地方政府等）が県民経済に果たしている役割を詳細に把握するための表です。

④ 社会保障負担の明細表（県民ベースの家計及び雇主の支払）（表4-5）

社会保障負担は、社会保障基金に対する県民概念（県民ベース）による家計及び雇主の負担金をいい、この表においては、社会保障基金の制度ごとの雇主及び家計の負担をそれぞれ表しています。

なお、この明細表は、社会保障負担に係る県民ベースによる家計及び雇主の支払を記録するものであるから、その負担額には域外にある全国社会保障基金への負担（域外への支払）も含まれます。

⑤ 一般政府から県民ベースの家計への移転の明細表（社会保障関係）（表4-6）

社会保障基金から県民概念（県民ベース）の家計に支払われる社会保障給付（公的年金等）、その他の社会保険非年金給付（退職一時金の一部等）、社会扶助給付（生活保護等）を制度ごとに表したものです。なお、現物社会移転（市場産出の購入）（医療、介護の公的保険負担分等）と現物社会移転以外の社会給付を区別することにより、一般政府の社会保障関連施策を詳細に把握することができます。

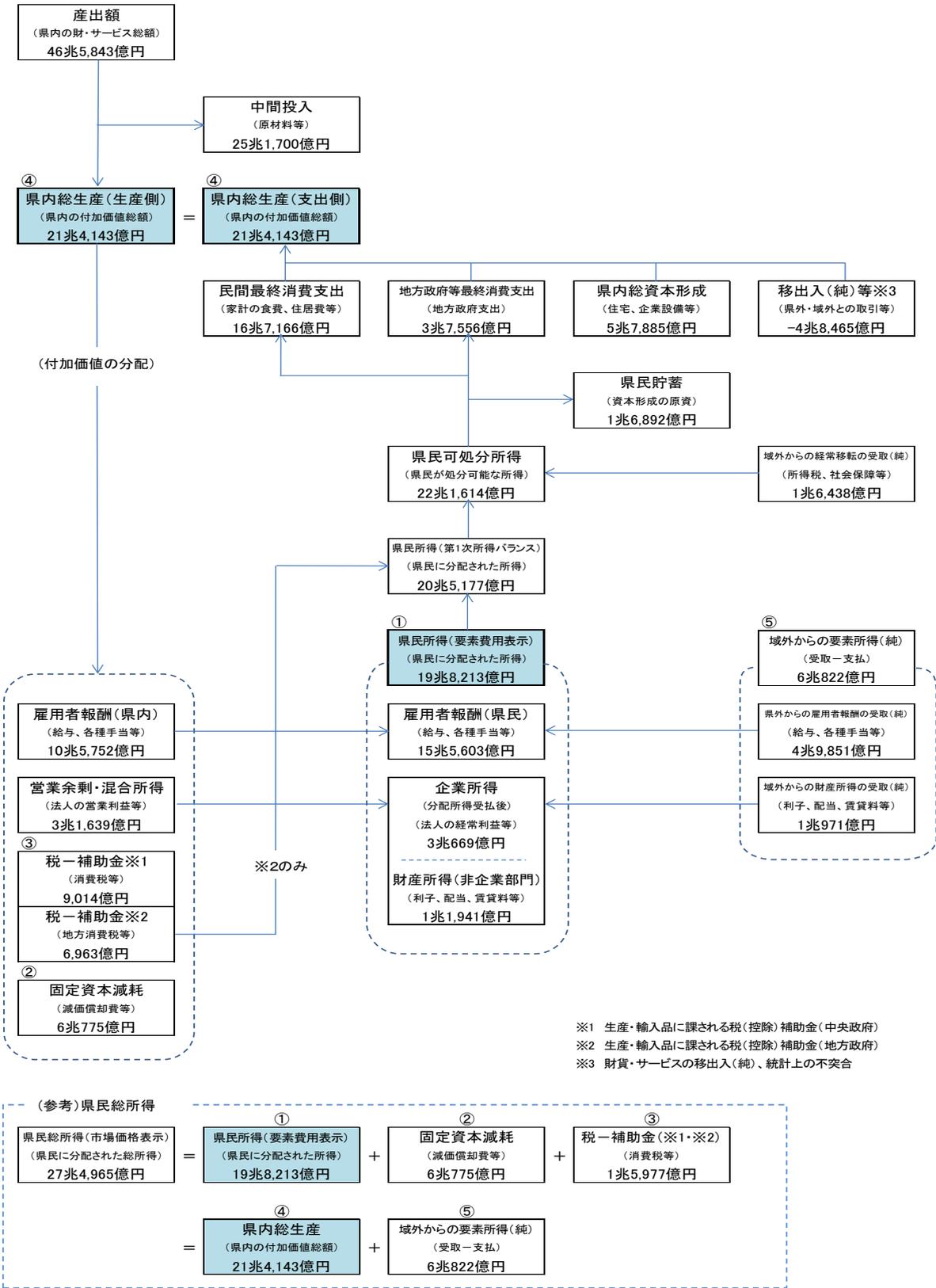
この明細表は、県民ベースの家計が受け取る社会保障給付等を記録するものであるから、これらの移転の額には域外にある全国社会保障基金からの移転（域外からの受取）も含まれます。

表4-5が家計及び雇主から一般政府への支払を表しているのに対し、表4-6は一般政府から家計への支払を表しています。

（5）関連指標（表5-1）

県民経済計算における主要な指標を表章した関連指標です。

【令和4年度千葉県県民経済計算の構造】



(注) 県外・域外との取引については、県外・域外から受け取った金額と県外・域外に支払った金額との差額を(純)と表示している。
 財産所得や経常移転の県内取引については、支払と受取が同額になるため、全て相殺されている。
 端数処理のため、各項目の合計と一致しない場合がある。
 数値は全て名目値である。